

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和6年11月20日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 6 章 店頭取引</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</p> <p>第 24 条 会員は、<u>「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」</u>第2条第14号に規定する登録PTS銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年11月21日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 店頭取引</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</p> <p>第 24 条 会員は、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p>